



山形県公報

令和6年3月5日（火）
第483号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

○山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（地域医療支援課）…191

### 告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域健康福祉課）…192
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用・産業人材育成課）…同
- 公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の  
指定……………（同）…195
- 指定管理者の指定……………（観光復活推進課）…196
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………（農業経営・所得向上推進課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…197
- 同……………（同）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 兼用工作物の管理協定の締結……………（河川課）…198
- 特定都市河川流域における基準降雨の設定……………（同）…同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…199

### 公安委員会関係

#### 規則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………201
- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………202

## 規則

山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

山形県知事 吉村美栄子

### 山形県規則第2号

#### 山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則（昭和40年7月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「4 旧姓併記の希望の有無 有（旧姓： ）・無」を

「4 旧姓併記の希望の有無 有（旧姓： ）・無

5 過去に准看護師免許を有していたことの有無 に改める。

有（登録都道府県名： 登録番号： ）・無」

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類    | 廃止年月日       |
|----------------------------------|-----------------------------------|----------------|-------------|
| 社会福祉法人陽だまり<br>最上郡金山町金山2277番地     | セラピーファームめぐたま<br>最上郡金山町大字有屋字柳原92番地 | 生 活 介 護        | 令和 6. 3. 31 |
| 社会福祉法人陽だまり<br>最上郡金山町金山2277番地     | セラピーファームめぐたま<br>最上郡金山町大字有屋字柳原92番地 | 就労継続支援（B<br>型） | 同           |

### 山形県告示第141号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和6年2月20日次のとおり通知があった。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

#### 2 期 間

令和6年3月13日以降事件解決の日まで

#### 3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

医療生活協同組合やまがた

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき

同

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院附属クリニック

鶴岡市文園町11番3号

医療生活協同組合やまがた

メディカルフィットネスVIVID

同

医療生活協同組合やまがた

協立歯科クリニック

同 日枝字海老島159番地1

医療生活協同組合やまがた

訪問看護ステーションきずな

同

医療生活協同組合やまがた

ひとみ保育園

同

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターふたば

同 双葉町13番45号

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターわかば

同

|                                          |   |                    |
|------------------------------------------|---|--------------------|
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立ショートステイセンターふたば         | 同 | 日枝字海老島64番地         |
| 医療生活協同組合やまがた<br>介護療養型老人保健施設せせらぎ          | 同 | 文園町9番34号           |
| 医療生活協同組合やまがた<br>小規模多機能型住宅介護事業かがやき        |   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>サポートセンターあさひ              |   | 鶴岡市熊出字日鍵31番地3      |
| 医療生活協同組合やまがた<br>グループホーム和楽居               | 同 | 日枝字海老島63番地5        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>小規模多機能施設くしびき             | 同 | 上山添神明前42番1号        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>しろにし診療所                  |   | 山形市城西町四丁目27番25号    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>居宅介護支援事業所虹               | 同 |                    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>住宅型有料老人ホーム協同の家虹          | 同 | 北町三丁目1番37号         |
| 医療生活協同組合やまがた<br>デイサービス虹                  | 同 |                    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>ヘルパーステーション虹              | 同 |                    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>本部                       |   | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）    | 同 | 民田字代家田100番地1       |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション） | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）      | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 99番地1              |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし2号館            | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>有料老人ホームてんまの家                  |   | 酒田市中町三丁目2番21号      |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションスワン                 | 同 | 5番23号              |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」              | 同 | 2番21号              |
| 医療法人健友会<br>介護予防特化型通所介護あゆみ                | 同 | 北新町一丁目1番21号        |
| 医療法人健友会<br>本間なかまちクリニック                   | 同 | 中町三丁目4番12号         |

|                                         |   |                    |
|-----------------------------------------|---|--------------------|
| 医療法人健友会<br>本間病院                         | 同 | 5番23号              |
| 医療法人健友会<br>本間病院居宅介護支援事業所                | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                 | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち            | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>高見台クリニック                     | 同 | 高見台一丁目13番14号       |
| 酒田健康生活協同組合<br>健生ふれあいクリニック               | 同 | 泉町1番16号            |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院          | 同 | あきほ町30番地           |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海酒田リハビリテーション病院 | 同 | 千石町二丁目3番20号        |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                 |   | 山形市沖町79番地1         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院              | 同 | 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                    | 同 | 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス          | 同 | 旅籠町一丁目7番23号        |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ケアプランセンターみらい            | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                   | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき             | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実             | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち  | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック                | 同 | 富神前48番地5           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所             |   | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                     |   | 山形市桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                     | 同 | 長町二丁目10番56号        |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                   |   | 天童市鎌田一丁目7番1号       |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                  |   | 山形市桜町2番75号         |
| 社会医療法人二本松会<br>かみのやま病院                   |   | 上山市金谷字下河原1370番地    |
| 社会医療法人二本松会<br>介護老人保健施設かなやの里             | 同 |                    |

## 4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

## 山形県告示第142号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

| 業 種                 | 職 種                        | 市町村の区域  |
|---------------------|----------------------------|---------|
| 09－食料品製造業           | 055飲食物調理の職業                | 酒田市     |
| 09－食料品製造業           | 072製品製造・加工処理工（食料品等）        | 同       |
| 24－金属製品製造業          | 071製品製造・加工処理工（金属製品）        | 同       |
| 56－各種商品小売業          | 099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業     | 同       |
| 60－その他の小売業          | 045販売員                     | 同       |
| 85－社会保険・社会福祉・介護事業   | 049福祉・介護の専門的職業             | 同       |
| 85－社会保険・社会福祉・介護事業   | 028保健医療関係助手                | 同       |
| 85－社会保険・社会福祉・介護事業   | 055飲食物調理の職業                | 同       |
| 87－協同組合（他に分類されないもの） | 005農林水産技術者                 | 同       |
| 87－協同組合（他に分類されないもの） | 064農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む） | 同       |
| 87－協同組合（他に分類されないもの） | 095荷役・運搬作業員                | 同       |
| 87－協同組合（他に分類されないもの） | 099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業     | 同       |
| 95－その他のサービス業        | 035その他の総務等事務の職業            | 同       |
| 01－農業               | 034一般事務・秘書・受付の職業           | 東田川郡庄内町 |
| 09－食料品製造業           | 072製品製造・加工処理工（食料品等）        | 同       |
| 24－金属製品製造業          | 082配送・集荷の職業                | 同       |
| 83－医療業              | 085乗用車運転の職業                | 同       |
| 87－協同組合（他に分類されないもの） | 072製品製造・加工処理工（食料品等）        | 同       |

|                     |                            |   |
|---------------------|----------------------------|---|
| 87ー協同組合（他に分類されないもの） | 064農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む） | 同 |
|---------------------|----------------------------|---|

注 業種は日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

## 2 指定年月日

令和6年2月9日

### 山形県告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県観光情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号  
公益社団法人山形県観光物産協会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 山形県告示第144号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番            | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------------|----|------------|
| 鶴岡市羽黒町荒川字堤下215番2  | 田  | 817        |
| 鶴岡市羽黒町荒川字堤下216番   | 田  | 6,367      |
| 鶴岡市羽黒町川代字岩本10番    | 田  | 392        |
| 鶴岡市羽黒町川代字岩本12番    | 田  | 1,770      |
| 鶴岡市羽黒町川代字下川代150番3 | 田  | 1,442      |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和6年5月 | 5年   | 564,185円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第145号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
長井市成田地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年2月28日から同年3月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡飯豊町大字小白川地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年2月28日から同年3月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、笹川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 監 事      | 菅 原 一 雄 | 鶴岡市大川渡字前千刈25番地 |

山形県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月5日から同月19日まで縦覧に供する。  
令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|--------------------------------|------|--------------------|--------|
| 鶴岡市五十川字小平93番3から<br>同 安土173番2まで | 旧    | 29.3メートル<br>} 15.4 | 67メートル |
| 同 上                            | 新    | 33.9メートル<br>} 21.9 | 同 上    |

**山形県告示第149号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系忠川
- 2 河川管理施設の名称  
ダム管理用道路
- 3 河川管理施設の位置  
上山市中山字坊沢山5329番114地先から  
同 矢ノ沢式5327番98地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 上山市  
住 所 上山市河崎一丁目1番10号  
代表者の氏名 上山市長 山 本 幸 靖
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものの維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
令和6年2月27日以降道路の存続する期間

**山形県告示第150号**

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（令和6年国土交通省告示第138号）により指定された特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 石子沢川特定都市河川流域

| 降雨波形：中央集中型<br>生起確率：10年に1度 |       |                        |    |       |                        | 24時間総雨量：92.7ミリメートル<br>最大降雨強度（1時間）：41.0ミリメートル毎時<br>最大降雨強度（10分間）：99.8ミリメートル毎時 |       |                        |    |       |                        |
|---------------------------|-------|------------------------|----|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------|----|-------|------------------------|
| 時                         | 分     | 降雨強度<br>(ミリメー<br>トル毎時) | 時  | 分     | 降雨強度<br>(ミリメー<br>トル毎時) | 時                                                                           | 分     | 降雨強度<br>(ミリメー<br>トル毎時) | 時  | 分     | 降雨強度<br>(ミリメー<br>トル毎時) |
| 0                         | 0-10  | 0.8                    | 6  | 0-10  | 1.4                    | 12                                                                          | 0-10  | 50.4                   | 18 | 0-10  | 1.4                    |
|                           | 10-20 | 0.8                    |    | 10-20 | 1.5                    |                                                                             | 10-20 | 25.2                   |    | 10-20 | 1.4                    |
|                           | 20-30 | 0.8                    |    | 20-30 | 1.5                    |                                                                             | 20-30 | 16.6                   |    | 20-30 | 1.3                    |
|                           | 30-40 | 0.8                    |    | 30-40 | 1.6                    |                                                                             | 30-40 | 12.3                   |    | 30-40 | 1.3                    |
|                           | 40-50 | 0.8                    |    | 40-50 | 1.6                    |                                                                             | 40-50 | 9.8                    |    | 40-50 | 1.3                    |
|                           | 50-60 | 0.8                    |    | 50-60 | 1.7                    |                                                                             | 50-60 | 8.1                    |    | 50-60 | 1.2                    |
| 1                         | 0-10  | 0.8                    | 7  | 0-10  | 1.7                    | 13                                                                          | 0-10  | 6.9                    | 19 | 0-10  | 1.2                    |
|                           | 10-20 | 0.8                    |    | 10-20 | 1.8                    |                                                                             | 10-20 | 6.1                    |    | 10-20 | 1.2                    |
|                           | 20-30 | 0.9                    |    | 20-30 | 1.8                    |                                                                             | 20-30 | 5.4                    |    | 20-30 | 1.2                    |
|                           | 30-40 | 0.9                    |    | 30-40 | 1.9                    |                                                                             | 30-40 | 4.8                    |    | 30-40 | 1.1                    |
|                           | 40-50 | 0.9                    |    | 40-50 | 2.0                    |                                                                             | 40-50 | 4.4                    |    | 40-50 | 1.1                    |
|                           | 50-60 | 0.9                    |    | 50-60 | 2.0                    |                                                                             | 50-60 | 4.0                    |    | 50-60 | 1.1                    |
| 2                         | 0-10  | 0.9                    | 8  | 0-10  | 2.1                    | 14                                                                          | 0-10  | 3.7                    | 20 | 0-10  | 1.1                    |
|                           | 10-20 | 0.9                    |    | 10-20 | 2.2                    |                                                                             | 10-20 | 3.5                    |    | 10-20 | 1.1                    |
|                           | 20-30 | 0.9                    |    | 20-30 | 2.3                    |                                                                             | 20-30 | 3.3                    |    | 20-30 | 1.0                    |
|                           | 30-40 | 1.0                    |    | 30-40 | 2.4                    |                                                                             | 30-40 | 3.1                    |    | 30-40 | 1.0                    |
|                           | 40-50 | 1.0                    |    | 40-50 | 2.5                    |                                                                             | 40-50 | 2.9                    |    | 40-50 | 1.0                    |
|                           | 50-60 | 1.0                    |    | 50-60 | 2.7                    |                                                                             | 50-60 | 2.7                    |    | 50-60 | 1.0                    |
| 3                         | 0-10  | 1.0                    | 9  | 0-10  | 2.8                    | 15                                                                          | 0-10  | 2.6                    | 21 | 0-10  | 1.0                    |
|                           | 10-20 | 1.0                    |    | 10-20 | 3.0                    |                                                                             | 10-20 | 2.5                    |    | 10-20 | 1.0                    |
|                           | 20-30 | 1.0                    |    | 20-30 | 3.1                    |                                                                             | 20-30 | 2.4                    |    | 20-30 | 0.9                    |
|                           | 30-40 | 1.1                    |    | 30-40 | 3.4                    |                                                                             | 30-40 | 2.3                    |    | 30-40 | 0.9                    |
|                           | 40-50 | 1.1                    |    | 40-50 | 3.6                    |                                                                             | 40-50 | 2.2                    |    | 40-50 | 0.9                    |
|                           | 50-60 | 1.1                    |    | 50-60 | 3.9                    |                                                                             | 50-60 | 2.1                    |    | 50-60 | 0.9                    |
| 4                         | 0-10  | 1.1                    | 10 | 0-10  | 4.2                    | 16                                                                          | 0-10  | 2.0                    | 22 | 0-10  | 0.9                    |
|                           | 10-20 | 1.1                    |    | 10-20 | 4.6                    |                                                                             | 10-20 | 1.9                    |    | 10-20 | 0.9                    |
|                           | 20-30 | 1.2                    |    | 20-30 | 5.1                    |                                                                             | 20-30 | 1.9                    |    | 20-30 | 0.9                    |
|                           | 30-40 | 1.2                    |    | 30-40 | 5.7                    |                                                                             | 30-40 | 1.8                    |    | 30-40 | 0.9                    |
|                           | 40-50 | 1.2                    |    | 40-50 | 6.5                    |                                                                             | 40-50 | 1.7                    |    | 40-50 | 0.8                    |
|                           | 50-60 | 1.2                    |    | 50-60 | 7.5                    |                                                                             | 50-60 | 1.7                    |    | 50-60 | 0.8                    |
| 5                         | 0-10  | 1.3                    | 11 | 0-10  | 8.9                    | 17                                                                          | 0-10  | 1.6                    | 23 | 0-10  | 0.8                    |
|                           | 10-20 | 1.3                    |    | 10-20 | 10.9                   |                                                                             | 10-20 | 1.6                    |    | 10-20 | 0.8                    |
|                           | 20-30 | 1.3                    |    | 20-30 | 14.2                   |                                                                             | 20-30 | 1.5                    |    | 20-30 | 0.8                    |
|                           | 30-40 | 1.3                    |    | 30-40 | 20.0                   |                                                                             | 30-40 | 1.5                    |    | 30-40 | 0.8                    |
|                           | 40-50 | 1.4                    |    | 40-50 | 33.7                   |                                                                             | 40-50 | 1.5                    |    | 40-50 | 0.8                    |
|                           | 50-60 | 1.4                    |    | 50-60 | 99.8                   |                                                                             | 50-60 | 1.4                    |    | 50-60 | 0.8                    |

## 山形県告示第151号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和6年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                | 変 更 後                | 変更年月日       |
|----------------------|----------------------|-------------|
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 | 同 左                  | 令和 6. 3. 13 |
| 福島県郡山市中町11番5号        | 同 左                  |             |
| 群馬県高崎市八島町262番地       | 同 左                  |             |
| 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 | 同 左                  |             |
| 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3号  | 同 左                  |             |
| 東京都新宿区新宿一丁目8番1号      | 同 左                  |             |
| 神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号  | 同 左                  |             |
| 長野県長野市南県町1082番地      | 同 左                  |             |
| 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号   | 同 左                  |             |
| 三重県四日市市浜田町12番18号     | 同 左                  |             |
|                      | 大阪府大阪市中央区南本町三丁目4番15号 |             |
| 島根県松江市中原町6番地         | 同 左                  |             |
| 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号  | 同 左                  |             |
| 広島県広島市中区八丁堀15番6号     | 同 左                  |             |
| 香川県高松市亀井町2番地1        | 同 左                  |             |
| 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13   | 同 左                  |             |
| 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号    | 同 左                  |             |
| 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号   | 同 左                  |             |
| 長崎県長崎市万才町3番4号        | 同 左                  |             |
| 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号   | 同 左                  |             |
| 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号      | 同 左                  |             |

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

山形県公安委員会

委員長 柴 田 曜 子

#### 山形県公安委員会規則第2号

##### 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表警務部の項中「、施設装備課」を削る。

第13条中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同号の前に次の3号を加える。

(3) 施設の整備に関すること。

(4) 財産の管理及び処分に関すること。

(5) 庁舎の営繕に関すること。

第13条の2を削る。

第14条中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、同号の前に次の4号を加える。

(8) 警察装備の管理及び整備に関すること。

(9) 警察有線通信の使用管理（通信指令課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(10) 警察官の服制に関すること。

(11) 総合案内に関すること。

第14条中第6号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 警察署、交番その他の警察施設の整備の調整に関すること。

第20条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第37条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 雑踏警備に関すること。

第39条の表会計課の項中「第3号及び第4号」を「第6号及び第7号」に改め、同表警務課の項中「第8号」を「第13号」に改め、同表地域課の項中「第5号」を「第4号」に改め、同表交通企画課の項中「交通安全」を「重大交通事故」に改め、同表警備第二課の部警衛・警護室の項中「第6号及び第7号」を「第7号及び第8号」に改め、同部航空隊の項中「第8号」を「第9号」に改める。

第40条第1項の表交通事故等分析兼交通安全対策室の項中「交通安全」を「重大交通事故」に改め、同条第2項の表施設装備課の項を削り、同表警務課の部中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改め、同表地域課の項中「第4号」を「第3号」に改め、同表交通企画課の項の次に次のように加える。

|       |             |                                              |
|-------|-------------|----------------------------------------------|
| 交通指導課 | 交通指導官       | 上司の命を受け、第31条第1号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |
|       | 交通事故事件捜査統括官 | 上司の命を受け、第31条第4号に掲げる事務を整理する。                  |

第40条第2項の表警備第一課の項中「外事・国際テロリズム対策官」を「警備調査官」に、「第4号」を「第1号」に、「事務」を「事務に関する調査事務を処理し、関係事務」に改め、同表警備第二課の部災害対策官の項中「第3号」を「第4号」に改め、同部警備指導官の項中「及び第5号」を「、第3号及び第6号」に改める。

第42条第1項の表交通事故事件捜査統括官の項を削る。

別表第2号新庄警察署の部瀬見駐在所の項及び赤倉駐在所の項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

山形県公安委員会

委員長 柴田 曜 子

### 山形県公安委員会規則第3号

#### 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分     | 警 察 官 |     |                         |       | そ の 他<br>の 職 員 | 合 計   | 備 考                                    |
|---------|-------|-----|-------------------------|-------|----------------|-------|----------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補<br>巡 査 部 長<br>巡 査 | 計     |                |       |                                        |
| 警 察 本 部 | 63人   | 94人 | 526人                    | 683人  | 227人           | 910人  | 警部補の総数は561人と<br>し、巡査部長の総数は<br>580人とする。 |
| 警 察 署   | 27人   | 90人 | 1213人                   | 1330人 | 110人           | 1440人 |                                        |

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。